

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童クラブ保育料の賦課、決定、徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童クラブ保育料の賦課、決定、徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県守谷市教育委員会

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童クラブ保育料の賦課、決定、徴収事務
②事務の概要	①申請に基づき児童クラブへの入退所を管理 1. 申請受付(宛名参照) 2. 入所決定 3. 入所決定通知 ②世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 1. 口座申込 2. 料金計算 3. 保育料決定通知 4. 口座振替依頼(納付書作成) 5. 振替(納付)結果消込
③システムの名称	児童クラブ保育システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、家族台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会生涯学習課
②所属長の役職名	生涯学習課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市教育委員会生涯学習課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市教育委員会生涯学習課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I-5-② 所属長	生涯学習課長 古谷 善男	生涯学習課長 江幡 徳照	事後	
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	生涯学習課長 江幡 徳照	生涯学習課長 飯塚 哲夫	事後	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	生涯学習課長 飯塚 哲夫	生涯学習課長	事前	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和元年6月1日	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和元年6月1日	事後	
令和1年6月28日	VI リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和4年3月1日	評価書名	学童保育料の賦課, 決定, 徴収事務 基礎項目 評価書	児童クラブ保育料の賦課, 決定, 徴収事務 基 礎項目評価書	事後	
令和4年3月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	本文中, 学童保育料	児童クラブ保育料	事後	
令和4年3月1日	公表日	令和1年6月28日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月1日	I-1-①事務の名称	学童保育料の賦課, 決定, 徴収事務	児童クラブ保育料の賦課, 決定, 徴収事務	事後	
令和4年3月1日	I-1-②事務の概要	②世帯状況, 世帯員の税額等を参照し, 徴収基 準表をもとに保育料を決定, 徴収	②申請に基づき保育料を決定, 徴収	事後	
令和4年3月1日	I-1-③システムの名称	学童保育システム	児童クラブ保育システム	事後	
令和4年3月1日	II-1いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II-2いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	